

施設基準に関する事項

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進のため、医薬品の「一般名（有効成分の名称）」で処方することがあります。これは、薬剤の供給が不安定な場合でも、患者様に必要な治療を継続していただけるようにするための取り組みです。ご不明な点がございましたら、医師または薬剤師にご相談ください。

【後発医薬品使用体制加算】

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

【後発医薬品のある先発お薬品（長期収載品）の選定療養について】

長期収載品を患者さんの希望で使用する際に選定療養費として、患者さんの自己負担が発生します。

【病院職員等の負担軽減および処遇改善に関する事項】

当院では、下記項目を含めた病院職員等の負担の軽減及び処遇の改善に向けたさまざまな取り組みを実施しております。

医師と医療関係職種における役割分担に対する取り組み

医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取り組み

医師の負担軽減に対する取り組み

看護職員の負担軽減に関する取り組み

【医療情報取得加算】

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報等その他必要な診療情報を取得・活用して診察を行います。